

00—02 P U D T

電子情報処理組織による審判手続

1. 特許庁長官又は審判長に対する手続

特許庁長官又は審判長に対する手続であって、経済産業省令で定めるもの（特定手続）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法 § 3①、特例法施規 § 10）。

特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなされる（特例法 § 3③）。

2. 特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官が行う処分等

特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官は、法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって、経済産業省令で定めるもの（特定処分等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法 § 4①、特例法施規 § 23）。

特定処分等を行うときは、その記名押印に代えて、交付済みの識別カード及び暗証番号の入力により、審判官等を明らかにする（特例法施規 § 23 の 3）。

特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなされる（特例法 § 4②）。

特許庁長官又は審判長は、法令の規定による通知又は命令であって、経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法 § 5①、特例法施規 § 23 の 4）。

3. 審判種類ごとの運用

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判については、原則として、電子情

報処理組織を使用して審判手続が行われる。

それ以外の審判等については、書面、文書により、審判手続が行われる。

(追加 H27. 2)